

# 定期監査結果報告書

(令和3年4月21日～令和3年6月30日執行分)

新居浜市監査委員

---

# 目 次

---

## 1 定期監査

(1) 議会事務局 .....	4
(2) 農業委員会事務局 .....	7
(3) 選挙管理委員会事務局 .....	9
(4) 消防本部・消防署 .....	10
(5) 市民環境部 .....	15

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治  
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也  
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

## 定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年4月21日から同年6月30日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

### 1 監査の対象及び期間

令和2年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
議会事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局	令和3年4月21日から同年5月12日まで
消防本部・消防署	令和3年5月12日から同年6月2日まで
市民環境部	令和3年6月2日から同年6月30日まで

### 2 監査を実施した監査委員 寺村伸治・柿並哲也・近藤司・仙波憲一

〔 近藤司 令和3年5月16日付け退任  
仙波憲一 令和3年5月17日付け就任 〕

### 3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

### 4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

### 5 監査の結果

令和2年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

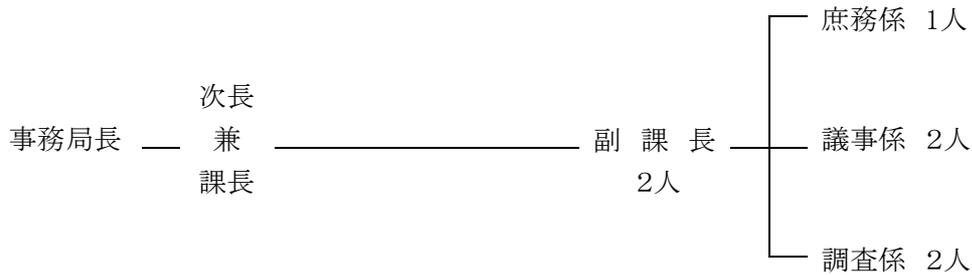
# 議 会 事 務 局

## 1 議会事務局の主な事務事業

### 議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

## 2 職員の配置状況 9人（令和3年4月1日現在）



## 3 議会の活動状況（令和2年度）

### (1) 本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	2人
6月定例会	17日	5日	3日	10人	38人
9月定例会	17日	5日	3日	11人	39人
12月定例会	18日	5日	3日	11人	130人
2月定例会	25日	5日	3日	11人	42人

(2) 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
企画教育 委員会	9人	1年	企画部（港湾に関する事項を除く）、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	11日	1日	0日
市民福祉 委員会	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項	10日	2日	0日
経済建設 委員会	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項	11日	2日	0日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
議会運営 委員会	7人	1年	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	17日	0日	0日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付議事件	開催日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8人	R1.6.27	(1) 国道11号バイパス、県道及び都市計画道路の整備促進に関する調査 (2) 企業誘致（臨海工業用地の確保を含む）に関する調査 (3) 大島・荷内沖開発に関する調査 (4) 総合運動公園の建設に関する調査	3日	0日	0日
防災・災 害対策特 別委員会	8人	R1.6.27	(1) 防災対策に関する調査 (2) 大規模災害時における問題調査	8日	0日	0日

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	開催日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
地方創生 特別委員 会	8人	R1.6.27	(1)総合戦略策定に関する調査	4日	0日	0日
決算特別 委員会	23人	R2.9.1	(1)水道事業・工業用水道事業・ 公共下水道事業会計決算の認 定 (2)一般会計・特別会計歳入歳出 決算の認定	5日	0日	0日
予算特別 委員会	24人	R3.3.4	(1)一般会計・特別会計予算 (2)水道事業・工業用水道事業会 計・公共下水道事業会計予算	4日	0日	0日

#### 4 指摘事項

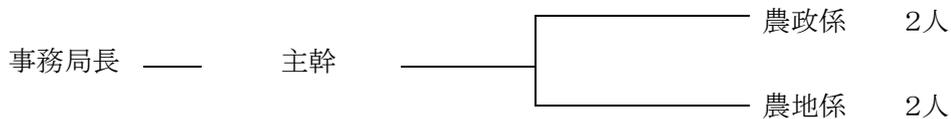
特になし

# 農業委員会事務局

## 1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 農業委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

## 2 職員の配置状況 6人（令和3年4月1日現在）



## 3 農業委員会の開催状況（令和2年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総会	13	346	346	0	0
役員会	4	7	7	0	0
計	17	353	353	0	0

## 4 農地の権利移転状況（令和2年度）

区分	件数	面積 (㎡)		
		田	畑	計
所有権移転	30	9,721.27	26,497.78	36,219.05
賃貸借権移転・設定	7	3,655.00	4,016.00	7,671.00
使用貸借権移転・設定	5	2,710.00	4,178.00	6,888.00
小計	42	16,086.27	34,691.78	50,778.05
合意解約（賃貸借）	30	18,995.00	5,880.00	24,875.00
合意解約（使用貸借）	12	20,484.00	0.00	20,484.00
小計	42	39,479.00	5,880.00	45,359.00
合計	84	55,565.27	40,571.78	96,137.05

## 5 農用地利用集積事業（新農地銀行）の状況（令和2年度）

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年未満		6～10年未満		10年以上		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成28	15	17,721.00	79	132,058.30	2	2,188.00	1	2,664.00	97	154,631.30
平成29	19	40,756.46	75	82,843.99	4	6,740.00	0	0.00	98	130,340.45
平成30	11	17,385.00	73	116,137.91	1	1,990.00	1	1,074.00	86	136,586.91
令和元	11	13,159.00	95	157,885.91	0	0.00	3	6,849.00	109	177,893.91
令和2	24	38,219.00	125	174,064.94	2	1,956.00	5	7,666.00	156	221,905.94

区分 年度	年度末現在
	総面積 (㎡)
平成28	531,325.27
平成29	516,149.55
平成30	516,517.32
令和元	557,665.98
令和2	575,534.98

## 6 農地の転用取扱状況（令和2年度）

用途地域区分	転用区分	件数	面 積(㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	7	3,294.00	1,390.00	4,684.00
	5条	150	63,510.00	47,814.90	111,324.90
	小計	157	66,804.00	49,204.90	116,008.90

注：4条・・・農地法第4条による農地の転用

5条・・・農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

## 7 指摘事項

特になし

# 選挙管理委員会事務局

## 1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

## 2 職員の配置状況 4人 (令和3年4月1日現在)

(総務部次長及び総務課長兼務)

事務局長 \_\_\_\_\_ 事務局次長 \_\_\_\_\_ 選挙管理係 2人

## 3 令和2年度に実施した主な事業

### (1) 新居浜市長選挙

令和2年11月15日執行の新居浜市長選挙の適正な管理執行

当日有権者数 98,520人

投票者数及び投票率 39,067人 39.65%

<事業費> 28,839,545円

### (2) 明るい選挙啓発ポスター・習字作品募集事業

明るい選挙啓発ポスター・習字作品の募集を市内小学校、中学校、高等学校の児童、生徒へ学校を通じて依頼し、その中から入選作品(60点)を、あかがねミュージアムアート工房展示スペースに展示するとともに、市ホームページへの掲載を行った。

## 4 指摘事項

特になし

# 消防本部・消防署

## 1 消防本部・消防署の主な事務事業

### (1) 消防総務課

- ア 消防行政の総合企画に関する事。
- イ 財産管理に関する事。
- ウ 消防統計に関する事。
- エ 消防団に関する事。

### (2) 警防課

- ア 消防法令（火災予防関係及び危険物規制関係を除く。）の執行に関する事。
- イ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関する事。
- ウ 警防計画に関する事。
- エ 災害現場活動の調査に関する事。
- オ 救急及び救助の統制に関する事。
- カ 消防地水利の整備に関する事。
- キ 消防用資機材の整備及び管理に関する事。
- ク 消防用車両の登録及び検査に関する事。

### (3) 予防課

- ア 予防業務の総合企画に関する事。
- イ 消防法令の危険物規制に関する事。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関することを除く。）の執行に関する事。
- エ 消防用設備の設置指導及び統制に関する事。
- オ 火災の原因及び損害の調査報告に関する事。
- カ 火災等の証明に関する事。
- キ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関する事。
- ク 高圧ガス保安法の執行に関する事。

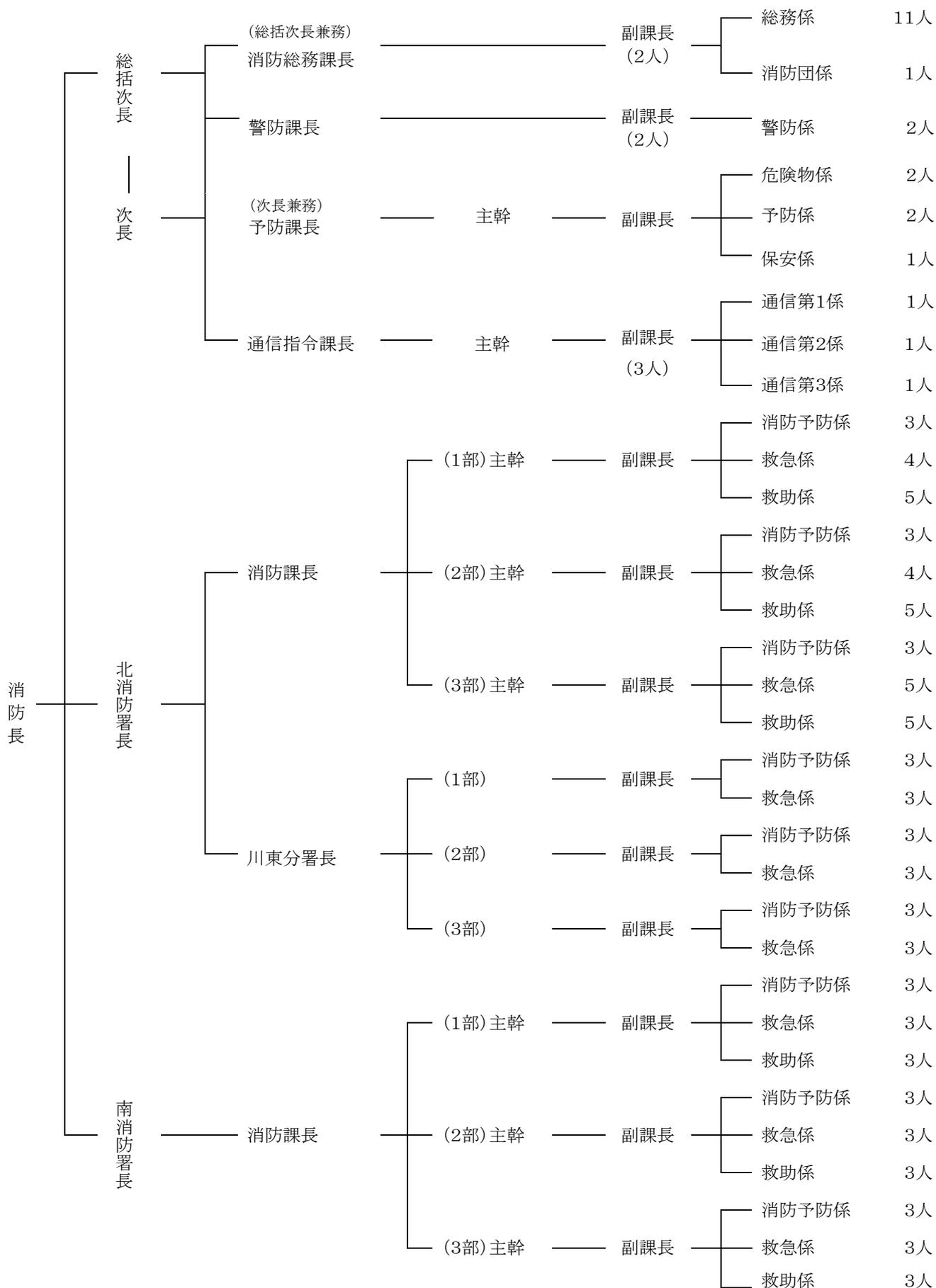
### (4) 通信指令課

- ア 消防通信の統括管理に関する事。
- イ 消防救急業務の指令及び誘導に関する事。
- ウ 消防情報及び気象情報の集発に関する事。
- エ 無線通信の統轄に関する事。

### (5) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関する事。
- イ 救急救助業務に関する事。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関する事。
- エ 自衛消防隊の訓練指導に関する事。
- オ 水防活動に関する事。

2 職員の配置状況 139人（令和3年4月1日現在） ※派遣を除く。



※消防署の勤務体制・・・3部交替制

### 3 令和2年度に実施した主な事業

#### (1) 消防分団詰所整備事業

大規模災害時における地域の活動拠点施設として、また地域防災力向上を図るために、消防分団詰所の整備・改修を行い、消防団員が安全・確実・迅速な対応ができるよう施設の管理を行った。災害発生時における消防団の初動体制の迅速化や、災害による被害軽減を図るとともに、地域防災力の向上や消防団員の処遇改善を図ることができた。

<工事内容等>

トイレ様式化・シャワー室設置工事（神郷）  
 屋上防水工事（新居浜西、多喜浜、大生院）  
 外壁改修工事（新居浜西、金子西、多喜浜）

<事業費> 35,077,650円（令和2年度事業費）

【内訳】市 債 26,100,000円  
 一般財源 8,977,650円

#### (2) 消防自動車整備事業

消防車両等の老朽化及び複雑多様化する災害に的確に対処するには、消防自動車等の計画的な更新が必要であるため、消防ポンプ自動車等の更新を行い、安全・確実・迅速に災害対応を実施することができた。

<事業費> 316,146,800円

【内訳】市 債 282,600,000円  
 国庫補助金 16,832,000円  
 一般財源 16,714,800円

更新等車両 40m級はしご付消防自動車（北消防署） 1台  
 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（北消防署） 1台  
 トイレカー（危機管理課） 1台

### 4 令和2年中に発生した火災の状況

（単位：件、千円）

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	2	2,407	7	0	0
2	6	2,149	8	1	10
3	1	29	9	1	11,007
4	3	7,203	10	1	0
5	2	100,320	11	3	2,943
6	3	11,238	12	1	17,561
			計	24	154,867

## 5 令和2年中事故種別救急出場の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出動件数	4	0	3	462	52	26	822	24	58	3,107	531	5,089
搬送人員	3	0	1	450	52	26	781	22	40	2,927	476	4,778

## 6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和3年6月24日付け)

### (1) 消防団員に対する費用弁償(家屋火災)について

消防団員に対して支出された費用弁償(家屋火災)の一部について、消防分団から報告された出場者報告の集計誤りによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(消防総務課)

#### <回答>

消防団員に対して支出した費用弁償に過払いが生じていることについては、内容を確認し、当該分団長が戻入いたしました。

今後は、担当者及び管理職員の2名で確認するよう方法を見直し、チェック体制を強化いたします。また令和3年10月以降、令和2年度末に各分団詰所に整備したパソコンを使用する出場者報告に事務処理方法を変更いたしますことから、操作方法及び事務手続についての説明会を実施し、未払や過払いが生じないよう適正な事務処理を徹底いたします。

### (2) 消防費の増加抑制について

本市の消防費は近年大幅に増加している。その主たる要因は総合防災拠点施設の建設によるものであるが、消防自動車及び消防分団詰所の整備等、毎年継続的に実施している消防施設費の増加によるところも小さくない。消防自動車及び分団詰所の長期整備計画(10年間)によると、整備費は今後更に増加することが予想されており、人件費等の増加も併せ考慮すると、消防費は今後相当増加するのではないかと懸念される。

市民生活の安全・安心に直結する消防費の支出をいたずらに抑制することは避けなければならないが、今後更に厳しさが増すと予想される本市の財政運営を考慮すると、消防費といえども大幅な増加は何としても抑えていく必要がある。

支出低減に向けた種々の改善はもとより、本市の人口、火災件数の動向、近隣市との連携強化等を考慮し、今後更新する消防自動車の台数(分団詰所の配備車両を含む)を低減することはできないか、また、分団詰所の整備を機に組織・施設の統合を進めることはできないかなど大きな課題についても検討し、消防費の増加抑制に努められたい。

(消防総務課)

<回答>

消防費の増加抑制に向け、消防自動車の台数を低減することについては、消防自動車整備計画（10か年）に基づき、現在配備しております各車両の更新を行っているところですが、近年車両シャシの価格高騰及び資機材の高度化・自動化に伴う価格上昇が予算額の増加につながっております。

今後におきましては、車両更新時に本市の災害発生状況、消防活動上必要な資機材等をこれまで以上に精査し、購入金額等の抑制を念頭に置いた更新に努めてまいります。

また、分団詰所の整備を機に組織・施設の統合を進めることについては、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震など大規模地震の発生が懸念され、市民の安全、安心に対する関心も一段と高まっている中、地域防災の要であり、消防団の拠点施設である消防団詰所について、アセットマネジメントの工事にあわせた計画的な改善を図り、詰所機能を安定的、恒久的に維持するため、今後も継続的に整備していく必要があります。

しかしながら、組織・施設の統廃合、またそれに関連した車両台数の見直しなどについては、将来的な人口減や災害発生状況などを考慮し、取り組むべき課題であると認識しておりますので、効率的・効果的な公共施設のあり方について、関係部局と検討するとともに、消防団及び分団詰所の再編や統合についても、消防団と引き続き協議してまいります。

# 市民環境部

## 1 市民環境部の主な事務事業

### (1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ コミュニティの振興に関する事。
- ウ ボランティア及び民間非営利団体に関する事。
- エ 自治会に関する事。
- オ 協働の推進に関する事。
- カ 国際化に関する事。
- キ 計量に関する事。
- ク 市民相談に関する事。
- ケ 消費生活センターに関する事。

### (2) 危機管理課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 水防計画に関する事。
- エ 災害対策本部に関する事。
- オ 自主防災組織に関する事。
- カ 国民保護計画に関する事。
- キ 国土強靱化地域計画に関する事。
- ク 防災訓練、防災情報に関する事。
- ケ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- コ 安全面における地域ネットワークづくりに関する事。
- サ 防災センターに関する事。
- シ 交通安全思想の普及に関する事。

### (3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。

### (4) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。

## (5) 市民課

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 個人番号カードの交付に関する事。
- ウ 公的個人認証サービスに関する事。
- エ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- オ 人口動態の調査に関する事。
- カ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。
- キ 住居表示に関する事。
- ク 国民年金に関する事。
- ケ 船員法の事務に関する事。
- コ 市税に係る諸証明の発行に関する事。
- サ 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関する事。

## (6) 上部支所・川東支所

- ア 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- イ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- ウ 市税に係る諸証明の発行
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行

## (7) 環境保全課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 市民環境活動の促進に関する事。
- ウ 墓地に関する事。
- エ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関する事。
- オ し尿の収集に関する事。
- カ 浄化槽設置整備事業補助金に関する事。
- キ 公営葬儀及び火葬場に関する事。
- ク 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関する事。
- ケ 省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入支援に関する事。

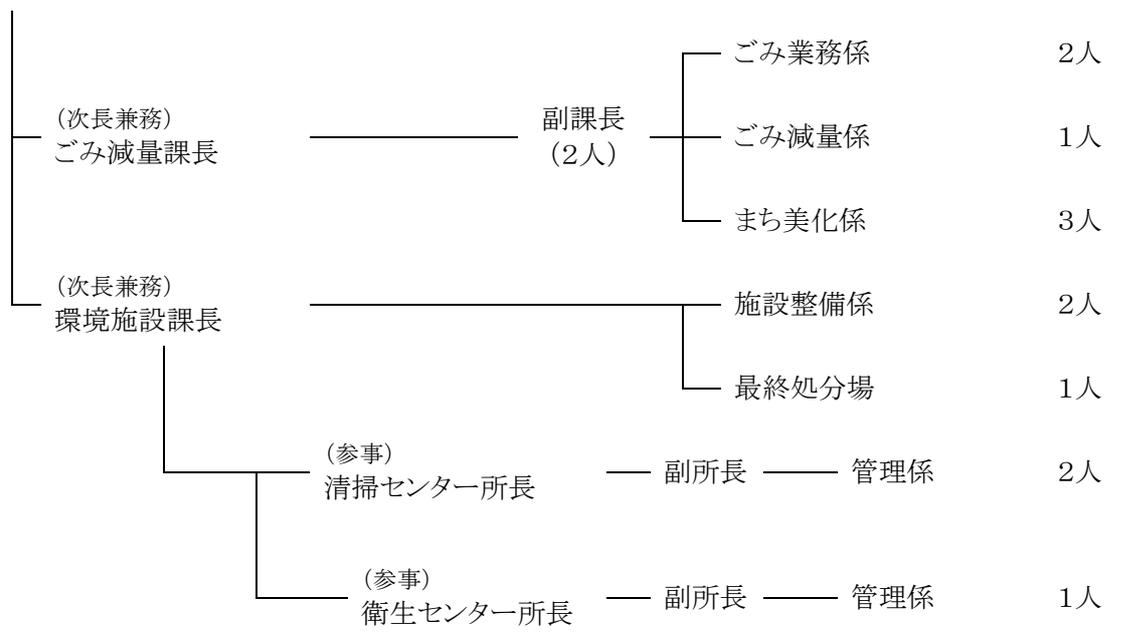
## (8) ごみ減量課

- ア 一般廃棄物処理計画に関する事。
- イ ごみの分別収集に関する事。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関する事。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可並びに指導監督に関する事。
- オ まち美化の推進に関する事。
- カ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関する事。

## (9) 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。





### 3 令和2年度に実施した主な事業

#### (1) 国際交流協会運営費

新居浜市国際交流協会を新居浜市の国際交流の拠点として、外国人の生活支援と地域の国際化の諸事業を行い、多文化共生のまちづくりを進めるため、国際交流員の配置による相談体制の充実強化や通訳、翻訳業務の推進、各種講座の開設による国際理解の推進、日本語教室の運営による日本語学習の支援、ホームページの開設や生活ガイドの作成など、多言語での情報発信等を通して、外国人が安心して暮らせるためのサポートや外国人と日本人の交流や相互理解の促進が図られた。

【新居浜市国際交流協会】開設時間等 月曜日～金曜日  
11時30分～17時30分  
事務局職員 事務局長、外国人スタッフ（1名）

<運営費> 4,829,625円

#### (2) 男女共同参画推進事業

新居浜市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会づくりに全市民的、全庁的に取り込む総合調整、調査研究及び男女平等の意識啓発を促進するため、男女共同参画推進週間（8月1～7日）の実施、市政だより（7月号・8月号）への掲載、新居浜市女性活躍等推進事業所の認証、イクボス講座の開催、第3次新居浜市男女共同参画計画の策定等を行った。

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図り、また男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めることができた。

<事業費> 384,633円

#### (3) 公共施設感染症対策事業

市内各施設において、新型コロナウイルス感染症に感染のおそれのある発熱者の確認を行うため、非接触型の体温測定器等を設置し、感染予防対策を行い、感染のおそれのある者の発見により、早期に施設内への感染防止を図った。

<事業費> 24,378,970円

【内訳】フェイスシールド、エチケツトパネルの購入 69,850円  
非接触型体温計の購入 119,680円  
非接触型サーモグラフィドーム型カメラ、  
ユニット形体表面温度チェッカーの購入 24,189,440円

#### (4) 福祉避難所感染症対策事業

福祉避難所における新型コロナウイルス感染症の3密回避対策に係る資機材等を整備し、防災情報を取得するための防災ラジオの福祉避難所への設置に伴い、受信状態の悪い施設にアンテナ等を設置して受信環境の改善を図った。

<事業費> 3,071,310円

【内訳】間仕切り及び段ボールベッド等の購入 1,122,000円  
防災ラジオ受信環境整備業務委託 610,500円

発電機、組立式仮設トイレ等の購入

1, 338, 810円

### (5) 避難所3密回避対策事業

避難所における新型コロナウイルス感染症の3密回避対策のため、指定避難所のうち小中学校の体育館26施設、公民館等22施設について、資機材などを整備した。また、自主的な避難場所に非接触型体温計を配布した。

避難者の感染予防と避難生活の負担軽減を図り、自主的な避難場所における感染拡大防止を図る。

<事業費> 19, 679, 352円

【内訳】	スポットクーラー及び冷風機などの購入	10, 048, 500円
	間仕切り及び段ボールベッドなどの購入	7, 833, 452円
	非接触型体温計の購入	1, 797, 400円

### (6) 環境活動促進事業

行政、事業者、市民の協働による環境保全活動の促進のため、マイバッグの持参推進等の地球高温化対策地域協議会活動事業、環境家計簿普及等の環境活動推進事業、渦井川水系の環境保全活動補助事業を実施し、環境意識の醸成に資した。

<事業費> 1, 248, 989円

### (7) ごみ減量化推進事業

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等普及啓発、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量を図った。レジ袋削減推進については、事業者及び市民団体等と協定を締結し、レジ袋の削減、マイバッグの持参推進について啓発を行っている。生ごみ処理普及啓発については、平成21年度から家庭における生ごみ処理方法の紹介、生ごみ減量講習会の実施等啓発活動を行っている。また、令和元年度からは、新居浜市「おいしい食べきり運動推進店」登録制度の実施や、公募補助金で採択されたフードバンク事業安定拡充事業に対して補助を行い、食品ロス削減に向けた啓発を行った。

※参考 レジ袋削減枚数 (R2.4.1~R3.3.31)

10,004,979枚（レジ袋を辞退した客に配布したものとして算出）

マイバッグ持参率 81.2%（無料配布中止事業者21店舗の平均）

段ボールコンポスト普及個数 599個、講習会開催数 28回

生ごみ処理容器等補助申請基数 コンポスト23基、密閉式処理容器10基、電気式生ごみ処理機 21基

新居浜市「おいしい食べきり運動推進店」登録数 6店舗

<事業費> 2, 692, 750円

### (8) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するため、生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により23, 824tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1, 500tを直接

資源化し、容器包装プラスチック1,074t、ペットボトル223t、びん・缶類852t等の資源ごみを清掃センターに搬入し、中間処理による資源化の推進を図った。

<事業費> 290,374,386円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託	138,309,600円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託	47,368,200円
古紙類収集業務委託	35,042,370円
プラスチック製容器包装収集業務委託	24,663,408円
ペットボトル収集業務委託	12,975,600円
不燃物・布類収集業務委託	16,566,000円
別子山地区ごみ収集業務委託	8,052,000円
大島地区ごみ収集業務委託	5,852,000円
缶収集用網袋等消耗品等	1,545,208円

(9) 衛生センター施設整備事業

安定したし尿処理設備機器の運転を行うため、点検整備事業で定期的な点検、部品交換、給油等を実施し、設備機器の構造を常に良好な状態に維持することができた。また、老朽化してきた設備について修繕整備を行い、施設の延命化を図ることができた。

<事業費> 34,100,000円

#### 4 使用料、手数料の調定収入状況

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	53,949	53,949	0
女性総合センター使用料	1,306,314	1,306,314	0
自動販売機設置使用料等 (女性総合センター)	134,623	134,623	0
戸籍謄・抄本手数料	17,682,050	17,682,050	0
住民基本台帳手数料	16,376,700	16,376,700	0
印鑑証明手数料	8,538,600	8,538,600	0
印鑑登録手数料	1,021,500	1,021,500	0
その他証明手数料	391,800	391,800	0
通知カード再交付手数料	77,000	77,000	
個人番号カード等再交付手数料	100,000	100,000	0
自動車臨時運行許可手数料	199,500	199,500	0
船員手帳交付等手数料	79,080	79,080	0
計量検査手数料	176,910	176,910	0
葬祭施設使用料	343,620	343,620	0
葬具使用料	2,609,920	2,609,920	0
墓地使用料	4,011,000	4,011,000	0
自動販売機等設置使用料 (斎場)	230,283	230,283	0
畜犬登録手数料	1,831,000	1,831,000	0
し尿処理手数料	4,106,520	4,055,700	50,820
ごみ処理手数料 (ごみ減量課)	344,000	344,000	0
ごみ処理手数料 (清掃センター)	130,701,500	130,701,500	0
自動販売機設置使用料 (清掃センター)	79,008	79,008	0
衛生センター手数料	2,991,910	2,991,910	0
自動販売機設置使用料 (衛生センター)	30,148	30,148	0

	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平尾 墓園	墓園使用料	17,865,000	17,865,000	0	0
	管理手数料	7,161,300	7,036,440	0	124,860

## 5 指摘事項及び回答内容（回答は令和3年7月30日付け）

### (1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務命令書の一部について、システムへの入力漏れにより支給額の不足が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適切な事務処理をされたい。

(地域コミュニティ課)

#### <回答>

内容を確認し、追給が生じていた1件については、内容を確認し、追給処理を完了いたしました。今後は、担当者が入力した後、入力内容と時間外勤務命令書のチェックを担当者以外が行い、最終的に課長が確認するよう体制を強化いたします。

### (2) 国際交流協会の活動について

本市は平成31年3月に国際交流協会を設立し、市内に居住する外国人の生活支援と国際化推進を目的とした多文化共生のまちづくりに取り組んでいる。当協会の活動は目下のところ外国人居住者の支援、交流を通じたまちづくりを主眼としたものであるが、外国人居住者が優に1,000人を超えている現状を鑑みると、これらの居住者を通じて得られる出身国の生の生活情報や人的ネットワーク等を、本市のインバウンド増加や本市産品の輸出拡大などにも生かせられないものかと思う。

このような経済交流の促進を目指す諸活動を当協会の事業メニューに加え、関連する部局・団体等と一体となって活動を展開することができないか、関係部局の意見も徴し検討されたい。

(地域コミュニティ課)

#### <回答>

今後、外国人の増加が見込まれる中で、在住外国人の生活支援に加えて、様々な国との経済交流を促進し、地域経済の活性化を進めていくことは、本市の大きな課題であると認識しています。そこで、JICA（独立行政法人国際協力機構）、愛媛県国際交流協会、新居浜商工会議所、新居浜市観光物産協会、新居浜機械産業協同組合などとの一層の連携協力により情報収集と人的交流を進めるとともに、若い世代の国際理解や国際感覚を育てる人材育成事業や海外で活躍する地元出身者とのネットワークの構築、新居浜在住外国人や留学生の出身国の情報の収集と協会のホームページを活用した情報の発信など、関係団体等と連携しながら本市の経済交流を推進する取組を

進めてまいります。

### (3) 大島教育集会所について

大島教育集会所は、同和問題の解決を図るため、同和教育推進の場として設置された施設であるが、近年利用者が減ってきている。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の問題もあり年間利用者が11名となっている。大島教育集会所の本来の設置目的を達成させるため、事業の見直し等により利用促進を図れるよう検討されたい。

(人権擁護課)

#### <回答>

大島教育集会所につきましては、地域の人口が大幅に減少していることや、特に令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって運営委員会の開催を中止したこと、さらに少子化の進行によって地域の子ども会が活動を休止した影響を受け、施設の利用者数は大幅に減少する結果となりました。

今後におきましては、施設の管理業務を委託しております地元自治会とも利用促進策について協議を行い、お茶の間人権教育懇談会の土日開催や、各種講座等の自主的な教育活動の実施についても検討を進めることで、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について理解を深める教育活動の場としての機能を担うことができるよう、施設の利用促進を図ってまいります。